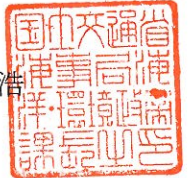




国海環第128号
平成28年4月7日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
田淵 一浩



有害水バラスト処理設備等相当検査等業務要領の制定について

標記について、別添のとおり制定することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



有害水バラスト処理設備等相当検査業務要領の制定について

平成 28 年 3 月
国土交通省海事局
海洋・環境政策課

1. 制定の背景

平成 26 年 10 月に我が国が批准した「二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」については、条約発効時点で主管庁による検査を受け、有効な証書を備え置くことを現存船に対して求めていることから、条約発効日 1 年前から条約に基づく検査に相当する検査（相当検査）を開始することとなっている。

本年 3 月にベルギーが新たに加入するなど、現在、締約国 49 カ国、船腹量 34.82%と条約発効要件（締約国 30、船腹量 35%）に近づいていることから、相当検査の実施に際し必要となる運用通達を整備するもの。

2. 通達の概要

(1) 相当検査心得

有害水バラスト処理設備の技術基準の詳細事項（IMO ガイドラインを引用）等の技術基準省令の解釈を規定。

(2) 相当検査の方法

有害水バラスト処理設備について実施する効力試験や手引書の審査時に参照する設計図書等を規定。

(3) 相当検査事務取扱要領

国際証書の記載方法、次回検査の指定等の事務処理を規定。

3. スケジュール

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の発効日の 1 年前（発効要件充足の日）から適用する。